

# 文法のことなど

高橋 潔

## 変化と継続の中で

英語使用地域の拡大は極めて急速なものがあり、「現代の英語は、世界で広くコミュニケーションの手段として使われている」<sup>(注1)</sup>のだから、その多様ぶりも大変なものである。全世界的なバラエティを考慮しなければならないが、まずは「話すことば」と「書きことば」についてふれる。

名詞の可算、不可算を [C], [U] で表すのはすでに日本でも定着した感があるが、もう一つのしきたり(文)(口)のほうは、それぞれ written, spoken の略字表記としてなら(W)(S)とするのが余計なにおいがなくてよりふさわしいであろう。とはいっても、「もっぱら読み書きに用いられる言葉」<sup>(注2)</sup>を(文)とするなら、所詮そのような強い限定は英語の学習場面では適当ではあるまい。「もっぱら」ではなく、「大まかに」くらいにしておきたい。

いずれにしても、話すことばと書きことばには無視してよいとはとても言えないほどの差がある。たとえば英語の単語の使用頻度の違いを(W)(S)別に数量的に見てみよう。両者でもっとも使用頻度の高い順に上位 20 語をあげてみると<sup>(注3)</sup>

(W) the of and a in to is was it for that  
with he be on I by at you are

(S) the I you and it a to of that ~n't in we  
is do they er was yeah have what

となり、20 語中斜体の 8 語が一致していないのみならず、～n't, er, yeah のように(W)にはないまでも(S)にはある。ここでは運用実態にまで深入りはしないが、これだけでも(W)と(S)のバラエティには相当な差がありそうだとは想像いただけるであろう。英語をコミュニケーションの手段とするなら、教育現場で(S)にも大きな比重を与えて組み入れなくてはならないが、(S)に特有あるいは支

配的な現象を「学校英文法」はその中にどのように有効に取り入れているか。狭義の文法、語彙の分野にも(W)(S)をどのように関連づけ統合して教室に持ち込めばよいか、まだ検討課題は多く、先は長いと思われる。

## 不都合な真実

いきなりクイズめぐみが、

All my kids are still {at, in} school. <sup>(注4)</sup>  
なる文章の前置詞を選択せよと言わされたら、あなたはどうするだろうか。英語としては、ともに文法上も慣用上も問題がない。そこで迷うのは意味が「うちの子供達はまだ{在学中、学校にいて家に戻っていない}」のどちらなのか、であろう。「うちの子供はまだ学校です」なる訳はある種「名訳」かもしれない。しかしどちらの意味なのだろうか。

ここで辞書や『チャート式シリーズ 基礎からの新々総合英語』でも利用している地域的バラエティとしての(英)(米)の問題が避けて通れなくなる。上記の英文は(英)では at で「在学中」を表現するが、(米)ではその意味には in を用いるのが慣用である。いや(英)では「学校にいて家に戻っていない」ことも at, in でいうこともできるのだから、文脈がないとどちらとも言えないである。(米)で at school といえば、「学校にいて家に戻っていない」ことになる。「校舎内にいる」のなら、(英)(米)とともに in the school で混乱はない。

かなり前のことになるが、『英語 I』『英語 II』の全教科書、共通 1 次、入試センター試験での全英文をパソコンに取り込んでデータベース化したことがある。その過程で、中・高の英語教科書がほとんどアメリカ英語の全支配下にある、との印象を強く抱いた。用いられている英文、その綴り、付属テープのほとんどの全分野において、である。文法・語法も圧倒的に(米)である。まるで、英語とはアメリ

カの言葉といわんばかりなのである。これはいただけないということで、せめて英語の2大潮流たる(英)(米)については、公平に入学試験に出題する原典尊重主義をとることとした。英語までアメリカ一辺倒にしなければならない義理はないし、著作権の問題も絡む。幸いなことに、今ではサラリーマン社会人を悩ましている感のあるTOEICでさえも、その音声テストでは(米)一辺倒をやめた。なにしろTest of English for International Communicationをうたうのだから、態度を改めるのが遅きに失した。常識とバランスがここでも欠かせないのである。

### 英語で隔てられた国々

*bush fire*なる語を見てあなたはどんなイメージを抱くだろうか。「低木や草木地が春先や晩秋に燃えているさま」を想うなら、紛れもない(?)日本人、と言えそうである。

この語がもっともよく用いられるのはオーストラリアで、*a fire in forest or scrub country*<sup>(注5)</sup>や*fire in forest or scrub, often destructive of life and property*<sup>(注6)</sup>とされている。10年近く前、豪・ビクトリア州では恒例ともいえるこのbushfireでグランピアン国立公園の広大な地域が焼失し、予定していたbushwalkルートを大きく変更しtrampingしたことがある。北米・カリフォルニア州などでは毎年大がかりなforest fireが発生して生命、財産に多大な被害をもたらすニュースが日本に飛び込んでくる。

ここに引き合いに出したbush, bushwalk, tramp(ing)はすべてオセアニアの文化風土と結びついた表現である。このことを利用者に示すために(豪・ニ)といった記号を辞書などでは用いている。またtramp(ing)とほぼ同じことを(英)(米)ではtrek(king)<sup>(注7)</sup>なる語を用いて、We went trekking in Nepal.のように用いて、こちらにはレーベル(label)を付けないのが普通である。

つまりは、英米の文献では自分達の表現は当然(かつ正当・本流)であるとばかり、無標(unmarked)で済ましていることが多い。少し歴史をさかのぼって大英帝国意識の強い時代だと、英国の文献にはやや軽蔑的に「米表現」などを示す標識が少なくなかった。今でもscheduleを「スケジュール」などと口にしようものなら、「その発音は心

地よくない」と教育的指導に及ぶプライドの高い(?)英國人が存命中である。その他の旧英國植民地発の表現に至ってはさらに、不名誉な扱いを受けてきた。

だが、軍事、経済、情報発信力のいずれにおいてもいまや米国が他を圧倒する時代になり、様相は大きく変わってきた。英語においてもアメリカが世界を支配する側面が強くなっている。正直なところ、両雄が並んで「国益」を背景に迫るかのごとき場面が英語の世界でも起こると、日本(人)はつらい立場に置かれる。<sup>(注8)</sup>

### 文法規則か慣用表現か

日本の英語学習者にとってはおなじみの「クジラの公式」こと A whale is no more a fish than a horse is. は文法規則で説明すべきか、それとも慣用表現と説明すべきか。「クジラが魚でないのは馬が魚でないのと同様である」といった訳を示されて、とまどう生徒は多い。「…と同様だ」という語がどこにあるのか、と深い悩みを抱く。「AがBでないのはCがDでないのと同じだ」という「公式」だから覚えろ、などと切り捨てるのはいささか乱暴というものであろう。

これと対照的に I'll pay you 60 dollars and no more. / I am feeling no better today (than yesterday). / She's no [a little, much, etc] taller than John. といった例文の中での比較級の程度を示す副詞として汎用性ある表現として説明するか。こちらは文法派といってよからう。この「クジラの公式」は慣用表現として押しつけるより、noは程度を示す副詞の中に位置づけて、他の程度の表現と合わせて「構造」の中で生徒に提示するのがより理解を得られるものではなかろうか。

文法規則にはその適用範囲が広く、かつ具体的場面での確に適用できるという相対立する必要条件がある。あまり抽象度・汎用性を高めるといざというときに適用に手間取って使えないことになる。かつて一世を風靡した感のあった生成文法があまり「役に立たない」ものとして教育、学習の場では利活用広まらなかったのも無理はない。

### 「学校英文法」のこと

日本の学校英文法に影響を及ぼしていると思われる海外の文献はこの1世紀ほどに限っても多いが、

日本でそれを集大成した「標準」文献といえるものはどうもないようである。作業を進めるうちに、文科省(旧文部省)の学習指導要領が「学校文法」と強く関係していると思われるに至った。学習指導要領といえば、教科用図書の作成過程で、特にその検定作業を通して強い影響力を發揮して、「法的強制力」をもつとも言える。この指導要領はこの数十年間は時流を加味しながらほぼ10年ごとに改訂されてきている。

今まで長きにわたって学校の教育現場で「文法」というと、正しい言葉づかいの規則(規範文法)か文章を構成するきまり(作文法)を連想するのが普通であった。かりに文法も辞書も「正しい言葉づかい」を的確に明示できるのであれば、有用かつありがたい存在ではある。というわけで、教室では大いに奨励され、多大の労力が注ぎ込まれてきた。文法を中心とした学習参考書として『チャート式新々総合英語』などもこの流れの中の積み上げのひとつである。

くり返しになるが、言葉は固定的なものではなく時代と社会情勢の変遷に伴って変わる。変化しながら継続する流れの中にいながら、指導要領の言葉を借りるなら「国際的に広く日常的にコミュニケーションの手段として通用している英語」の中から何を「現代の標準的な英語」、「正しい言葉づかい」とするのかとなると、ことは簡単ではなく、一筋縄ではいかない。基準やきまりがあらかじめ決まっているわけではない。現実の言語運用では、「言い違い」「読み違い」「書き違い」「聞き違い」と4技能のすべての段階で不適切、不手際が発生するわけで、そうした中から規則やきまり、法則めいたものを作り出すことになる。こうして諸説続出となり、種々の「文法」ができることになる。

「学校文法」は、従って、こうしたさまざまな文法から学習者に役立ちそうなものを組み入れてある程度のゆるい体系を与え、教育・学習の場で「使える」ように体裁を整えたものとなる。いきおい、理論的整合性は弱く、矛盾を抱え、頼りない点が多くある。それでも、ないよりはましで多少怪しい地図みたいなものである。頼りない点を含んでいることを知った上で利用していく常識とバランスが求められる。それには、絶えず世界の電波をとらえ続け、「現在」にこだわり続ける努力が必要だ、というこ

とではなかろうか。

### 《注》

- (1) 新指導要領の表現を借りた。
- (2) 『広辞苑』6版。
- (3) G.Leach etc. :*Word Frequencies in Written and Spoken English* 2001 による。
- (4) cf. *OALD* 7<sup>th</sup> ed. p.1530 / R. Quirk etc. :*CGEL* p.677
- (5) *The Macquarie Dictionary* (3<sup>rd</sup> ed.)
- (6) *The Australian Concise Oxford Dictionary* (Australian ed.)
- (7) *Oxford Advanced Learner's Dictionary* (7<sup>th</sup> ed.)
- (8) この問題は「アメリカ英語は世界を制するか」『言語』(大修館)1986/9で取り上げた。

(慶應義塾大学名誉教授)